

大仙市特定建設工事共同企業体に関する運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大仙市特定建設工事共同企業体工事請負実施要綱（平成17年大仙市訓令第83号）第4条に規定する対象金額について定めるものとする。

(対象金額)

第2条 特定建設工事共同企業体に発注することのできる工事は、次に掲げる工事で、かつ、技術的難度の高い工事とする。

- (1) 工事費がおおむね2億円以上の橋梁、トンネル、堰及び下水道等の土木工事
- (2) 工事費がおおむね3億円以上の建築工事
- (3) 工事費がおおむね1億円以上の設備工事

2 前項に規定する工事のほか、前項各号に定める工事費の概ね2分の1以上の建設工事で、工事の規模、性格等に照らし特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められる工事については、対象工事とすることができるものとする。

附 則

この基準は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。